令和7年度 就学援助制度のお知らせ

千葉市教育委員会

千葉市では、お子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援 する「就学援助」を行っています。

次の①から⑩のいずれかの理由に当てはまり援助を希望される方は、お子さんの通う学校へお申し込みください。 ※真砂中学校かがやき分校に就学する方は別の制度がありますので、真砂中学校かがやき分校に直接お問い合わせください。

1 援助の対象となる方【申請理由②~⑧は、令和6年度または令和7年度に当てはまる方】

申 請 理 由	理由を証明する書類(コピー可)		
①生活保護を受給している	原則として不要		
②生活保護が停止または廃止になった	原則として不要		
③市民税が非課税である	原則として不要		
※居住用財産の買い換え等による特別控除は対象外	※令和7年1月1日時点で千葉市に住民票のある方のみ (注1,2)		
④個人の事業税が減免されている	減免決定通知書		
⑤固定資産税が減免されている	減免決定通知書		
※新築住宅や一定の改修家屋の減額等は対象外			
⑥国民年金保険料が免除、もしくは国民健康保険料が減免	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書		
または徴収猶予されている	国民健康保険料減免決定通知書		
※国民年金保険料の1/4 免除、国民健康保険料の1割減免は対象外	国民健康保険料徴収猶予決定通知書		
⑦児童扶養手当を受給している			
※申請中で受給が決定していない方は、学校にご相談ください。	原則として不要		
※特別児童扶養手当は対象外			
⑧新たに生活福祉資金の貸付を受けた	貸付決定通知書		
⑨職業安定所 (ハローワーク) 登録の日雇労働者である	雇用保険被保険者手帳のコピー		
※手帳を有する方以外に、所得のある方が同一住所にお住まいの場合は対象外	ABARANCE I INCOME		
1 @ L=7 @ @ @ 四十12 以	1		

⑩上記①~⑨の理由に当てはまらないが、経済的に困難、または特別な事情がある

※保護者及び同一住所にお住まいの方全員の令和6年(令和6年1月1日~令和6年12月31日)<u>所得</u>の合計が、<u>基準となる総所得</u>以下の場合が対象 ※基準となる総所得以下であるかどうか不明な場合は、学事課で審査しますので提出をお願いします。

≪目安額≫

家族人数	2人	3人	4人	5人	6人
家族構成(例)	母32歳 子6歳	母32歳 父38歳 子6歳	母32歳 父38歳 子6歳 4歳	母32歳 父38歳 子6歳 4歳 2歳	母22歳 父38歳 子6歳 4歳 2歳 0歳
基準となる 総 所 得	184 万円	210 万円	236 万円	251 万円	275 万円
総収入	約 288 万円	約 325 万円	約 362 万円	約 381 万円	約 411 万円

- ・基準となる総所得は、世帯の年齢構成によって異なります。
- ・「総収入」は、給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額です。 ※世帯の範囲について、ご不明な点がありましたら学事課までご連絡ください。

「所得」とは

- ・給与所得の方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。
- ・事業所得の方は、確定申告書の「所得金額の合計」です。

原則として不要

※令和7年1月1日時点で千葉市に住民票のある方のみ(注1,2)

(注1)令和7年1月1日に千葉市に住民票がない場合は、この日に住民票のある市町村にて 課税状況や所得額等の税情報が記載された証明 書を取得していただき、ご提出をお願いいたします。

(注2) 税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで年末調整されている方を除く)は、審査することができませんので、収入の有無にかかわらず、税務署または市税事務所で申告をしてください。

・賃貸住宅にお住まいの場合は、賃貸借契約書等、家賃金額のわかる書類を添付してください。 年間の家賃金額が、左記の基準となる総所得に 加算されます。(上限額あり。)

- ・保護者の死亡、失業など、特別な事情がある場合は、学校へご相談ください。
- ・住宅ローン等の債務返済は、考慮できません。
- ・資産の保有状況、親族からの援助状況などによっては、援助の対象とならない場合があります。
- ・申請理由③、⑥、⑩は、<u>保護者及び同一住所にお住まいの方全員</u>が該当する必要があります。 ※証明書が必要な場合、全員の状況を確認できる証明書類が必要です。

2 申請の方法

- (1) 申請書は、各市立小・中・中等教育学校で配布しています。 またホームページからもダウンロード可能です。
- (2) 申請書に必要事項を記入(押印)します。

千葉市 就学援助 検索

- (3) 申請理由を証明する書類を添付して、学校へ提出します。 (できる限り保護者の方が直接提出してください。)
- ・申請は随時受け付けていますが、年度当初からの援助を希望する方は、4月中旬までに学校へ提出してください。
- ・申請の結果は、学校を通じてお知らせします。申請書を提出してから1~2か月程度かかります。
- ・就学援助を翌年度も継続して受給する場合は、申請理由に応じた証明書類が毎年必要になります。学校から2月下 旬~3月上旬に連絡がありますので、証明書類を学校へ提出してください。ただし、小学6年生から中学1年生に 進学する場合は、千葉市立中・中等教育学校へ新たに就学援助の申請書を提出してください。

3 援助の内容

就学援助は、下記の費用を支給します。(学校へ納付するお金を免除する制度ではありません。)

表中の金額は年額です。年度途中から認定された場合は、支給される金額が年額とは異なります。また、生活保護 を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが支給対象で、その他は生活保護費から支給されます。

※国立、県立の小学校、中学校に在学する場合は、支給費目が異なります。詳しくは学校にお問い合わせください。

≪支給額(年額)≫ ※金額については予定額であり、変更する場合があります。

字牛 費目	小 学 校			中・中等教育学校		学校	十つ 少 ロ土 廿日		
X I	1年	2~4年	5年	6年	1年	2年	3年	支給時期	
学 用 品 費 通学用品費(1年生を除く)	11,630円	13, 900円	13, 900円	13, 900円	22, 730円	25,000円	25,000円	年3回に分けて支給 (7月·12月·3月を予定)	
校外活動費(宿泊なし)	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	2,310円	2,310円	2,310円	7月に支給予定 (年度当初に認定された場合のみ支給) ※新入学児童生徒学用品費等については、	
新入学児童生徒学用品費等	57, 060円				63,000円※			ハ学校入学準備金または、中学校入学準備 金を受給されている場合は支給されませ	
制 服 調 整 費	_	_	_	_	4,000円※	_		ルス ※制服調整費については、中学校入学準備 金を受給されている場合は支給されませ ん。	
小学校入学準備金	57, 060円	_	_	_	_	_	_	3月に支給予定	
中学校入学準備金				67,000円	_			3月に支給予定	
校外活動費 (宿泊あり) (交通費、見学料のみ)			実費	実費		実費		行事終了後	
修 学 旅 行 費 (宿泊費、交通費、見学料等)	_	_		実費	_	_	実費	行事終了後	
学 校 給 食 費	教育委員会が実費を負担								
医 療 費	実費 ※学校の定期健康診断で治療の指示を受けた、下記の疾病に限る。 トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん(とびひ)、 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(むし歯)、寄生虫病						治療終了後		
通 学 費	実費(最も経済的な通常の経路・方法による) ※片道通学距離が小学生4km、中学生6km以上で、交通機関を利用して 通学する場合のみ支給						年3回に分けて支給 (7月・12月・3月を予定)		
日本スポーツ振興センター共 済 掛 金	教育委員会が掛金を負担					_			

4 その他

お子さんが安心して学校生活を送れるように、学校と 連携しながら就学援助を行っています。申請内容につい ては、プライバシーに十分配慮して取り扱います。

問い合わせ先

お子さんが通う学校、または

《学 校 給 食

<ひとり親家庭への貸付の紹介>

母子家庭、父子家庭の方の経済的自立を支援するため、各種資金 の貸付を行っています。詳しくは下記URLを参照し、お問い合わ せください。(こども未来局こども未来部こども家庭支援課)

http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/ hitorioya-fukushishikin.html ⇒ 千葉市 ひとり親家庭 貸付 検索

《制 度 全 般 · 学 用 品 費 等》千葉市教育委員会 学 事 課 管 理 班 TEL 043-245-5928 費》千葉市教育委員会 保健体育課公会計班 TEL 043-245-5909 《医療費・日本スポーツ振興センター共済掛金》千葉市教育委員会 保健体育課保健班 TEL 043-245-5943